

別添資料 1

管理番号

[16, 17, 20, 38, 80, 91, 100, 101, 105, 120, 121, 132, 138, 143, 151, 165, 178, 181, 195, 196, 197, 199, 211, 212

213, 225, 234, 251, 262, 292, 300, 313, 314, 347, 417, 439, 468, 673, 682, 703, 720, 748, 752, 778, 876, 885, 935

936, 938, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 991, 992, 993]

【 農地に関する基本認識 】

- 農地転用によるかい廃は近年減少しているものの依然として農地減少の主な原因。39%と低い水準にある我が国の食料自給率の向上を図るためには、農地転用許可制度の適正な運用等を通じ、農地面積の減少を抑制することが必要。
- 農地転用により他用途に供された土地の農地への復元には相当の困難を伴うことから、農地転用許可制度等の在り方を検討するに当たっては、まちづくりの視点だけではなく、現存する優良農地をいかに保全するかという視点が重要。

「農地制度のあり方について」(地方六団体)

- 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕
 - ・ 市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
 - ・ 地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農林水産省の考え方

- 農地の総量確保を図る上で、市町村・都道府県の果たす役割は重要と認識。
食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標や農地面積の見通し等に関する検討に当たって、国が地方の意見も十分踏まえて対応することが必要。
- 一方、「市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本」とすることについては、国が定める食料自給率目標を達成するために必要な農地を確保するという視点からすれば、十分に適合した枠組みとは言い難いのではないか等の課題。
- 市町村目標を達成するための具体的な担保措置が必ずしも明確でないが、仮に農地転用により他用途に供された土地を農地へ復元しようとするれば相当の困難を伴うことから、事後的な是正措置よりも農地転用許可制度等の適正な執行により現存する優良農地をいかに保全するかという視点が重要。

「農地制度のあり方について」（地方六団体）

- 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕
 - ・ 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
 - ・ その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
 - ・ 市町村農業委員会選任委員に学識経験者の比率を高めることを可能とする
 - ・ 都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止
- 農地において農業が力強く営まれるための取組を充実
 - ・ 国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

農林水産省の考え方

- 農業上の土地利用との調整を経た上で土地利用計画に位置付けられた開発や優良農地以外の農地に係る転用の許可については、迅速な判断が可能。
- 土地利用計画上に位置付けを有していない個別の農地転用許可の判断については、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、許可基準に即し厳正に判断することが必要。
 - このため、地元の地権者や進出企業の意向による影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切。
- 仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、優良農地の保全の観点から、客観的に見て十分な担保措置をとり得るかが課題。
- なお、農業委員の選任方法及び都道府県農業会議の在り方については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」、『「日本再興戦略」改訂2014』等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要。
- 国と地方が連携しつつ、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保を図るとともに、農地中間管理機構の活用等により効率的な利用を促進することが必要。